

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月15日
【会社名】	株式会社サイバー・バズ
【英訳名】	CyberBuzz, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高村 彰典
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番 1号渋谷インフォスタワー18階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	取締役 膽畑 匡志
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番 1号渋谷インフォスタワー18階
【電話番号】	03-6758-4738
【事務連絡者氏名】	取締役 膽畑 匡志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年12月14日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日
2022年12月14日

(2)当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ることを目的として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するために、規定の新設・削除等の必要な変更を行うものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、電子提供措置制度の新設等の必要な変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、高村彰典、三木佑太、膽畑匡志、松本浩介、蓮見麻衣子及び田中将志を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、磯村奈穂、都賢治及び吉羽真一郎を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額4億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5千万円以内とするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションの報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、ストック・オプションを付与するための報酬等の額を年額1億円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）とするものであります。また、当該ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容を決定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	32,591	47	-	(注)1	可決 99.64
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 高村 彰典 三木 佑太 膽畑 匡志 松本 浩介 蓮見 麻衣子 田中 将志	32,580 32,582 32,580 32,583 32,581 32,579	58 56 58 55 57 59	- - - - - -	(注)2	可決 99.61 可決 99.61 可決 99.61 可決 99.61 可決 99.61 可決 99.60
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 磯村 奈穂 都 賢治 吉羽 真一郎	32,589 32,588 32,573	49 50 65	- - -	(注)2	可決 99.63 可決 99.63 可決 99.58
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	32,498	140	-	(注)3	可決 99.35
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	32,502	136	-	(注)3	可決 99.37
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションの報酬等の額及び内容決定の件	32,491	147	-	(注)3	可決 99.33

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上